答 弁 第 二 四 三 号平成二十年四月八日受領

内閣衆質一六九第二四三号

平成二十年四月八日

内閣総理大臣 福 田 康 夫

衆 議 院 議 長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員山井和則君提出ねんきん特別便と認知症に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出ねんきん特別便と認知症に関する質問に対する答弁書

一及び三について

「ねんきん特別便」送付対象者の健康状態等は様々であると考えられるため、 お尋ねの認知症の方の割

合についての推定を行うことは困難である。

二について

お尋ね の年齢層ごとの「ねんきん特別便」の送付件数については、 現時点では把握していない。

四について

社会保険庁としては、 関係団体を通じて、 「ねんきん特別便」を受け取った認知症の方に必要な援助を

行うよう成年後見人や介護福祉士等に対する協力依頼を行っているところである。 また、 「ねんきん特別

便」を受け取った認知症の方の家族や成年後見人などから社会保険事務所等に相談があった場合には、 当

該家族等に対して、 当該認知症の方の年金加入記録をお知らせし、 当該認知症の方に代わって当該家族等

から記録照会票又は確認はがきを提出していただくこととしている。

さらに、 身寄りのない認知症の方が身体が不自由なために社会保険事務所等に来訪できないなどの場合

には、老人福祉施設の職員、介護福祉士等から最寄りの社会保険事務所に連絡をいただくことにより、認

を行うこととしている。

知症の方が入所されている施設などを社会保険事務所の職員が訪問し、当該認知症の方に係る記録の相談